

和泉市分別収集計画

(第10期)

令和4年7月
(令和6年2月改正)

和泉市環境産業部生活環境課

目 次

1	計画策定の意義	-----	1
2	計画の基本的方向	-----	2
3	計画期間	-----	2
4	対象品目	-----	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込	-----	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制の方策に関する事項	-----	4
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び 当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	-----	5
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の 量の見込み	-----	6
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の 見込みの算定方法	-----	7
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項	-----	9
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	-----	10
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	-----	11

1 計画策定の意義

本市総合計画策定の趣旨は、行政が担っていた施策、事業を住民と行政の協働で取り組んで行くこととしており、その中で、ごみ問題も市民、事業者、行政などが自らの問題として認識し、取り組むことが必要であると考えています。

市民誰もが、快適でうるおいのある生活を持続するためには、市民のライフスタイルの見直し、事業者による使い捨て製品や過剰包装の自粛、環境負荷の少ない製品の提供等を行い、事業者自らも製造から流通までの意識改革が必要となり、行政もこれを実現するための施策を施すといった大量生産、大量消費、大量廃棄物の社会システムを、環境に配慮したシステムづくりに転換することが求められています。

当市においても、平成27年10月から家庭系日常（可燃）ごみの有料化により、ごみの減量に取り組んでいます。また、町会、自治会、婦人会等に向けて廃棄物の発生を抑制し再利用を促進して頂くよう研修や出前講座を実施し、可燃ごみに含まれている容器包装廃棄物等の収集に取り組んで頂くよう全世帯にチラシの配布や町会を通じて回覧をし、容器包装廃棄物等の収集強化に努めてまいりました。加えて、環境教育の一環として小学校4年生向け副読本を作成し、毎年要請に応えて市内小学校へ出前授業を実施しています。出前授業を実施する中で、容器包装廃棄物等の収集リサイクルが簡単に出来るよう学校だけではなく家庭でも意識付けができ、地域における身近な環境問題として認識できるよう、この機会を捉えて活発な啓発活動を展開しています。

容器包装ごみの資源化推進については、現在、缶類、びん類、ペットボトル、食品トレイ、プラスチックボトル等、飲料用紙パック、段ボール、その他の紙類等の分別収集を行っており、さらなる資源化推進に向けて啓発活動を展開しています。また、今般、プラスチック製品は安価で使いやすいことから、数々の製品が使用されている一方で、不用意に捨てられたプラスチックが細分化されマイクロプラスチックによる海洋汚染が懸念されているなか、令和元年10月10日付けで「いざみプラスチックごみゼロ宣言」を発出し、マイバック持参運動や使い捨てプラスチック代替製品の活用など、プラスチックごみゼロに向け取り組んでいます。

このような状況のもと、本計画では一般廃棄物の容器包装廃棄物を分別収集し、焼却炉の延命や最終処分量の削減を図る目的で、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて、市民・事業者・行政それぞれの役割を明確化し、具体的な推進方策を明らかにするとともに、取り組むべき方針を示したものです。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進することで、廃棄物の発生抑制、資源の有効利用を図り、資源循環型社会の実現を目指すものです。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示します。

- ・ごみの発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再利用（Recycle）を基盤とした循環型地域社会づくり
- ・ごみの排出抑制、分別収集（排出）の促進
- ・環境に負荷の少ない循環型処理の推進
- ・市民、事業者、行政が一体となった取り組みによる環境負荷の低減

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定することとします。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物である、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とします。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込

（法第8条第2項第1号）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	9,622t	9,592t	9,563t	9,533t	9,504t

＜表 容器包装廃棄物の排出見込量＞

単位：t

品 目		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
金 屬	スチール製容器	305	305	304	303	302
	アルミ製容器	407	406	405	404	402
ガ ラ ス	無色のガラス製容器	713	711	708	706	704
	茶色のガラス製容器	356	355	354	353	352
	その他の色のガラス製容器	255	254	253	252	251
紙 類	飲料用紙製容器	204	203	202	202	201
	段ボール	1,273	1,269	1,265	1,261	1,257
	その他の紙製容器包装	1,324	1,320	1,316	1,311	1,307
塑 料 チ ック	ペットボトル	662	660	658	656	654
	白色トレイ	102	102	101	101	101
	その他の塑製容器包装	4,124	4,111	4,098	4,086	4,073
合 計		9,622	9,592	9,563	9,533	9,504

6 容器包装廃棄物の排出の抑制の方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため以下の方策を実施します。

なお、実施にあたっては、市民、事業者、市、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要です。

和泉市ごみ減量等推進審議会
本市におけるごみ減量対策及び廃棄物処理行政の進め方について審議調査を行う。
和泉市ごみ減量等推進員制度
地域におけるボランティアリーダーとして、ごみの減量・資源化及び適正排出に関する啓発活動、環境美化の推進のため地域住民への啓発及び指導等の活動を行う。
再資源化事業推進奨励金制度（集団回収制度）
町会、自治会、子供会、婦人会等の登録団体が回収した新聞、雑誌、ダンボール、古繊維、飲料用紙パック、その他紙類の重量に応じて奨励金を交付し、紙類の資源化を推進する。
ペットボトル拠点回収
市内のスーパー等で自主回収を行っている店舗を案内し、効率的な回収を実施し、ペットボトルのリサイクルを推進する。
環境教育啓発活動の推進
小学校4年生向け社会科副読本「ごみとわたしたち」を発行し、授業の中でごみと生活についての環境教育を推進する。さらに市内の小学校に職員が講師として出向き、小学4年生を対象にごみ減量出前授業を実施する。 また、市内町会、自治会等からの依頼に応じ、ごみの説明会やごみ処理施設の見学を実施し、啓発を行う。
リサイクルプラザ「彩生館」の利用による啓発
リサイクル活動のための交流、情報交換等の活動の拠点施設として、平成9年4月に、リサイクルプラザ「彩生館」をオープン。再生品の展示室やリサイクル工房、各教室や講座等を通じて、ごみの排出抑制及びリサイクルの啓発活動を行う。令和6年3月31日廃止予定
買い物袋持参の推進
買い物には、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）持参を推進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)

最終処分場の残存容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を次表左欄のように定めます。

また、市民の協力度、収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、次表右欄のとおりです。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	資源物（カン類）	
主として ガラス製の 容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	資源物（ビン類）
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	新分別（紙パック）	
主として段ボール製の容器	新分別（段ボール）	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	新分別（その他紙類）	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET） 製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	新分別（ペットボトル飲料用のみ）	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	新分別（食品トレイ（発泡スチロール製）・卵パック・プラスチックボトル）	

**8 各年度において得られる分別基準適合物の特定
分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル
法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の
量の見込み**

(法第8条第2項第4号)

品目	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	259 t		258 t		258 t		258 t		257 t	
主としてアルミ製の容器	164 t		164 t		164 t		164 t		163 t	
無色のガラス製の容器	(合計) 122 t		(合計) 122 t		(合計) 122 t		(合計) 122 t		(合計) 121 t	
	(引渡量) 0t	(独自処理量) 122t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 122t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 122t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 122t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 121t
茶色のガラス製容器	(合計) 170 t		(合計) 170 t		(合計) 169 t		(合計) 169 t		(合計) 169 t	
	(引渡量) 0t	(独自処理量) 170t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 170t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 169t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 169t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 169t
その他のガラス製容器	(合計) 55 t									
	(引渡量) 55t	(独自処理量) 0t								
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	6 t		6 t		6 t		6 t		6 t	
主として段ボール製の容器	1,172 t		1,171 t		1,170 t		1,168 t		1,166 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 44 t									
	(引渡量) 0t	(独自処理量) 44t								
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 437 t		(合計) 436 t		(合計) 436 t		(合計) 435 t		(合計) 435 t	
	(引渡量) 437t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 436t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 436t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 435t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 435t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 273 t		(合計) 273 t		(合計) 273 t		(合計) 272 t		(合計) 272 t	
	(引渡量) 273t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 273t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 273t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 272t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 272t	(独自処理量) 0t
(うち白色トレイ)	(合計) 0 t									
	(引渡量) 0t	(独自処理量) 0t								
計	2,702 t		2,699 t		2,697 t		2,693 t		2,688 t	

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定 分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル 法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の 量の見込みの算定方法

「スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器類」、「飲料用紙製容器、段ボール」、「ペットボトル」に分類し、各々の分別収集の達成度合等を考慮し、次のとおり算出した。

<各品目の算出方法>

$$\boxed{\text{直近2年分の分別基準適合物等の市民1人あたりの実績}} \times \boxed{\text{各年度予測人口}}$$

<人口の予測>

人口予測（人）	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	185,062人	184,880人	184,700人	184,420人	184,140人

※人口予測は、和泉市第5次一般廃棄物処理基本計画より抜粋

収集実績（過去5カ年）

＜過去5カ年実績＞単位：t

令和3年度人口

184,185人

	H29	H30	R1	R2	R3
スチール製容器	265	275	256	275	239
アルミ製容器	124	141	140	171	155
無色のガラス製容器	137	115	112	116	125
茶色のガラス製容器	177	162	166	173	163
その他の色のガラス製容器	50	50	52	52	55
飲料用紙製容器	14	13	5	5	6
段ボール	1,041	1,059	1,071	1,144	1,190
その他の紙製容器包装	241	234	109	39	46
ペットボトル	375	386	420	425	444
白色トレイ	0	0	0	0	0
その他のプラスチック製容器包装	209	211	221	264	279
合 計	2,633	2,646	2,552	2,664	2,702

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項
(法第8条第2項第5号)

<分別収集の実施主体>

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等 段階
金属	スチール製容器	資源物 (カン類)	市による定期 収集(月2回)	一部事務組合
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	資源物 (ビン類)	市による定期 収集(月2回)	一部事務組合
	茶色のガラス製容器			
	その他ガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	新分別 (紙パック)	市による定期 収集(月2回) 及び住民団体 による集団回 収	民間業者 (古紙再生業 者)
	段ボール	新分別 (段ボール)		
	その他の紙製容器包装	新分別 (その他紙類)		
プラスチック	ペットボトル	新分別 (ペットボトル)	市による定期 収集(月2回) 及びスーパー 店頭拠点回収	一部事務組合
	発泡スチロール製食品 トレイ	新分別 (食品トレイ)	市による定期 収集(月2回)	一部事務組合
	その他のプラスチック 製容器包装	新分別 (卵パック・プラ スチックボトル)		

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

＜処理の段階ごとの分別収集の用に供する施設の種類＞

処理の段階	区分	仕様
収集・運搬	収集車両	共通車両利用
		専用収集車両 (ペットボトル・プラスチック類)
選別・保管	一部事務組合	

＜分別収集の用に供する施設＞

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理		
スチール製容器	資源物（カン類）	袋	パッカー車 ダンプ車	一部事務組合 (選別・圧縮施設)		
アルミ製容器						
無色のガラス製容器	資源物 (ビン類)	袋				
茶色のガラス製容器						
その他ガラス製容器						
飲料用紙製容器	新分別（紙パック）	縛る	パッカー車 ダンプ車 集団回収	民間業者 (古紙再生業者)		
段ボール	新分別（段ボール）	縛る				
他の紙製容器包装	新分別（その他紙類）	袋・縛る				
ペットボトル	新分別 (ペットボトル)	袋	パッカー車 ダンプ車	一部事務組合		
他のプラスチック製容器包装	新分別 (食品トレイ(発泡スチロール製)・卵パック・プラスチックボトル)	袋	パッカー車	一部事務組合		

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に し重要な事項

- 市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、市民や事業者、行政からの委員で構成されたごみ減量等推進審議会で審議し、効率的な収集体制を検討します。
また、自主的な地域リサイクル活動を推進していくため、ごみ減量等推進員を各町会・自治会内に1人ずつ配置し、適正な処理方法を推進します。
- 自治会等の市民団体による集団回収を促進するため、奨励金の交付制度を継続して実施します。
- 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改訂時には、その記録を基に事後評価を行うこととします。
- 令和6年1月29日付けで泉北環境整備施設組合、泉大津市、和泉市、高石市、サントリー食品インターナショナル株式会社及びサントリーホールディングス株式会社とペットボトル水平リサイクル「ボトル to ボトル」に関する協定を締結して、3市において排出された使用済ペットボトルを安定的にペットボトルとしてリサイクルする「ボトル to ボトル」により持続可能な循環型社会の実現に向けて取り組みます。